

【再交付の手続きについて】

運転免許証を紛失・盗難、汚れてしまい内容が読めなくなった、または、氏名や住所の変更があり免許証を作りなおしたい方等は、運転免許センター、警察署で再交付の申請ができます。（ただし、免許住所が愛媛県の方に限ります）

※ 紛失もしくは盗難にあわれた方は、事前に紛失・盗難届を出しておいてください。

■ 手続場所 ■

◇ 運転免許センター（「松山東・松山西・松山南・伊予署管内の方」及び全県下の方）

（松山市勝岡町 1163 番地 7） （089）934-0110

（受付時間） 平日 午前 10：00～11：00

午後 2：30～3：30

（受付場所） 2階

（免許交付） 手続き終了後、即日交付します。

（注） 土・日曜日・祝休日・年末年始（12月29～1月3日まで）除く。

◇ 即日交付警察署（新居浜・今治・八幡浜・宇和島署）管内の方

（受付時間） 平日 午前 8：30～11：30

午後 1：00～4：00

（受付場所） 交通課免許窓口

（免許交付） 手続き終了後、即日交付します。

（注） 土・日曜日・祝休日・年末年始（12月29～1月3日まで）除く。

◇ その他の警察署等（上記以外の8警察署及び内子・野村・鬼北交番）管内の方

（受付時間） 平日 午前 8：30～11：30

午後 1：00～4：00

（受付場所） 交通課免許窓口

（免許交付） 後日（約3週間後）に交付します。

（注） 土・日曜日・祝休日・年末年始（12月29～1月3日まで）除く。

■ 手数料 ■

2,250円

■ 手続きに必要なもの ■

- ・ 申請用写真1枚（縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、上三分身、6か月以内撮影したもの）
※ 持参した写真で免許証を作成する場合は、申請用写真2枚必要（運転免許センターのみ作成可）
- ・ 本籍や氏名に変更のある方は、本籍地の記載してある住民票の写し（原本コピー不可）（1通）
- ・ 住所変更のみの方は、住民票の写し等住所を確認できる書類
- ・ 再交付と同時に更新するときは、更新手続きに必要な書類等が必要です。
- ・ 汚損・破損・記載事項変更等に伴い免許証を作りなおす場合は、必ず今の運転免許証をお持ちください。